

2019年度（平成31年度）
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（省エネ家電等マーケットモデル事業）

<説明会資料>

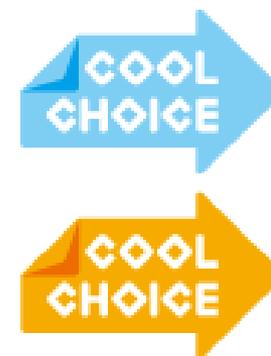
一般財団法人 環境イノベーション情報機構 (EIC)

2019年4月

1-1. 事業の背景・目的

- 日本政府の目標「2030年度までに温室効果ガスを2013年度比26%削減」

産業界・地方公共団体・NPO等と連携し、低炭素型製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進

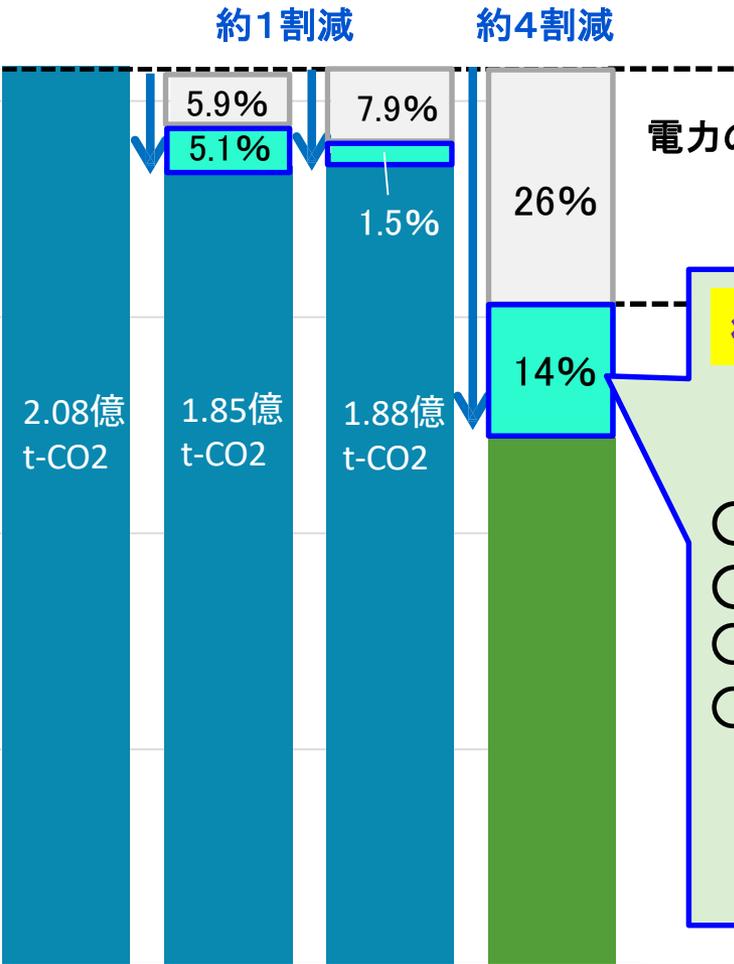


- 家庭部門におけるCO₂排出量を約4割削減

全ての照明をLEDに置き換えることに加え、家庭のエネルギー消費に伴うCO₂排出の大きな発生源であるエアコン、冷蔵庫等の主要家電を2030年までの買換え時に最新型への買換えを促進させる対策が必要

・ 家庭部門での約4割削減のイメージ

家庭部門のCO₂排出量



電力の排出係数改善

徹底的な省エネ

(都内4人家族(戸建て住宅)では...) 注

(対2013年度排出量比)

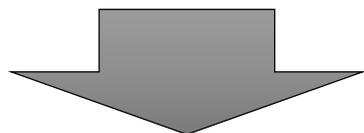
- 照明をすべてLEDに変更: 6.6%減
 - 全居室の窓を複層ガラスに変更: 3.1%減
 - 10年前のエアコンを最新型に買換え: 4.6%減
 - 10年前の冷蔵庫を最新型に買換え: 6.0%減
- 20.3%減**

⇒ 4つのうち3つ以上を行えば、14%削減は達成可能

(環境省試算)

注: 個々の住宅の状況による対策効果の表れ方が異なる点留意。
また、各試算は一定の前提条件のもと行われている点も留意。

- トップランナー基準によって商品性能を向上させていくことのみならず、消費者側でのトップクラスの省エネ家電（統一省エネルギーラベル5つ星家電等）購入に向けた意識醸成を早急に進めていく



〈統一省エネルギーラベル〉



環境省は5つ星家電への買換えを促進する販売事業者に対して、買換え促進成果に応じた補助金を付与する事業を実施する

平成31年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業)

1-2. 2019年度（H31年度）本事業の主な変更点

【5つ星省エネ家電の一台当たりの単価】

変更なし

	2018年度	→	2019年度
エアコン	4,000円		4,000円
冷蔵庫	7,000円		7,000円

【手続き】

変更なし

	2018年度	→	2019年度
応募申請	○		○
採択通知（内示）	—		—
交付申請	—		—
交付決定	○		○

【事業実施期間】

2019年5月10日 ~ 2019年12月31日

変更なし

【販売数量基準値の算出年度、対象期間】

2018年5月10日 ~ 2018年12月31日

変更なし

※ 販売実績一覧等は、交付決定後～9月30日までに提出

ただし、**継続事業者**（2018年度本事業を実施し完了実績報告書を提出した事業者）は、2018年度事業で使用した「販売数量基準値」および「販売台数」を用いるものとする。

※ 販売実績一覧、家電リサイクルの収集運搬料金の写し、COOLCHOICE賛同証明書の提出は不要

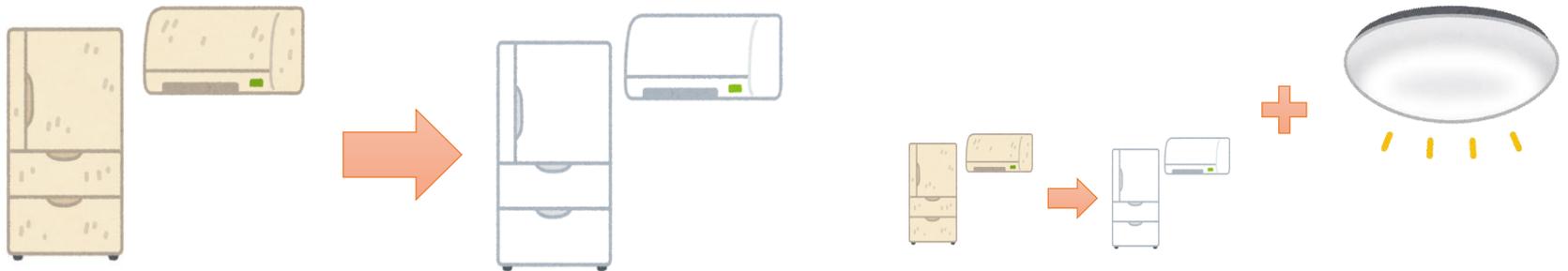
1-3. 補助事業の内容

①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業

統一省エネルギーラベル5つ星省エネ家電への買換え
エアコン・冷蔵庫

②中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業

5つ星省エネ家電への買換えと一体的に行われるLED照明器具の販売
(LEDシーリングライト及び工事が伴うLED照明を対象)



1-4. 補助金の応募申請者

▶ 民間企業 (①～②共通)

① 5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業

1. 家電を販売する小売業者
実店舗販売またはインターネット通信販売
2. 家電を販売する店舗が出店しているインターネット・ショッピングモール事業者

② 5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業

家電を販売する小売業者のうち、**中小小売店**

インターネット・ショッピングモール事業者
及び その他の事業者 は申請不可

1-5. 事業の要件

- 一 ①「5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業」
- ア 補助金の応募申請者は、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同すること。
- イ 5つ星省エネ家電（エアコン、冷蔵庫）の買換促進となる積極的な計画を立てて事業を実施すること。
- ウ 補助事業実施後に2019年度対象期間の5つ星省エネ家電（エアコン、冷蔵庫）及びエアコン全体、冷蔵庫全体の販売台数、販売記録を提出できること。（2020年1月30日×切）
- エ 2018年度対象期間の販売実績（5月10日から12月31日までの期間の5つ星省エネ家電（エアコン、冷蔵庫）及びエアコン全体、冷蔵庫全体の販売記録）を提出すること。（2019年9月30日×切）
- オ 家電リサイクル法を遵守すること。

二 ②「中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業」

ア ①「5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業」と合わせて実施すること

イ 平成30年度対象期間に5つ星省エネ家電と組み合わせてLED照明器具を販売した場合の販売台数、販売記録を提出できること

三 すべての事業において、事業実施後に

必ず完了実績報告書及び完了実績報告書に必要な書類を提出

できること

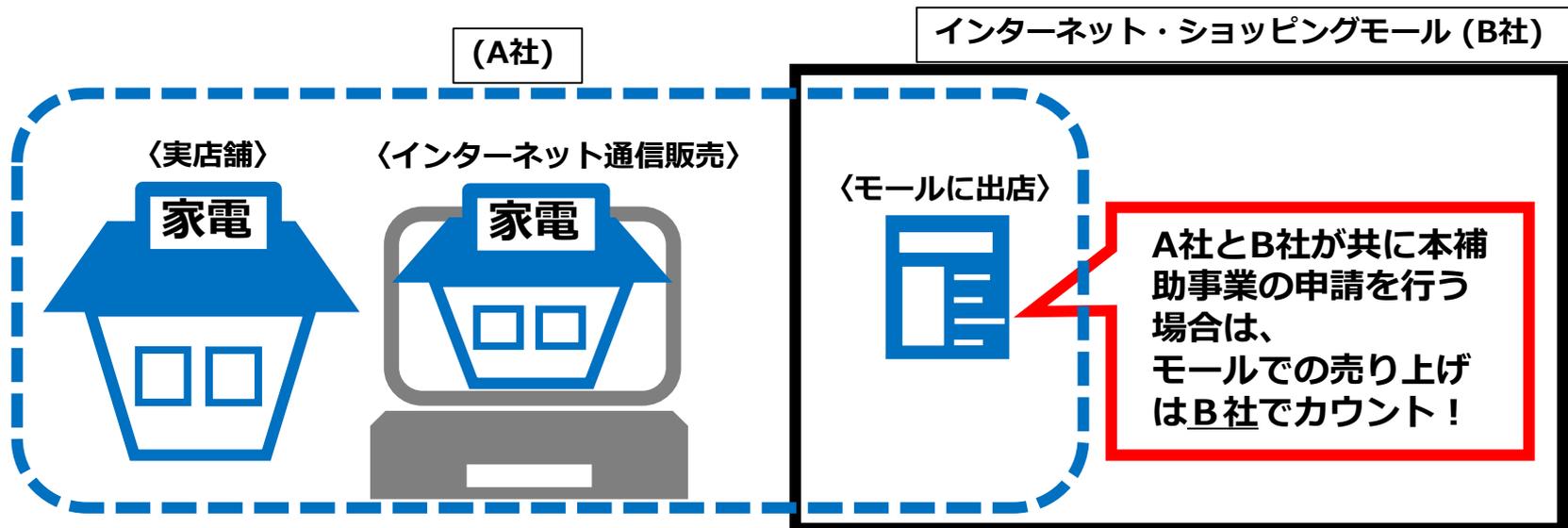
1-6.補助金の交付額

上限5,000万円

審査により申請された額から減額になる場合があります

インターネット・ショッピングモールの補助対象経費の扱い

インターネット・ショッピングモールに出店している補助事業者（A）で、その出店先であるインターネット・ショッピングモール事業者（B）が本補助事業を行う場合は、当該出店販売部分は本補助事業の対象外



1-7.補助金交付額の算定方法

①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業

- ア 2018年度対象期間における5つ星省エネ家電の販売台数及び同対象期間における当該家電の販売台数より、同対象期間における5つ星省エネ家電販売構成比率(%)^{※1} (2018年度対象期間における5つ星省エネ家電の販売台数が実績によりがたい場合は、エアコンは18%、冷蔵庫は8%)を算出する
※1 小数第2位を切り上げ

2018年度本事業を実施し完了実績報告書を提出した事業者は、2018年度事業における5つ星省エネ家電販売構成比率を用いるものとする

- イ アで算出した対象期間の5つ星省エネ家電販売構成比率(%)に基づき、機構が定める数値(中小小売店は1.07、その他は1.15)を乗じた2019年度の販売数量基準値(%)^{※1}を設定する
- ウ イで算出した2019年度の販売数量基準値(%)に対して、当該年度対象期間における販売数量目標値(%)^{※2}を算出する
※2 小数点第1位まで

エ ウで算出した販売数量目標値 (%) からイで算出した販売数量基準値 (%) を差し引いた数値に対して、2019年度対象期間の家電の販売台数を乗じて得た2019年度の5つ星省エネ家電販売増加想定台数※3を算出し、エアコン1台あたり4,000円、冷蔵庫1台あたり7,000円をそれぞれ乗じて得た額を算出する

※3 小数第1位を切り捨て

(実現可能な台数としてください)

オ エで算出した補助対象経費を交付申請額とする

①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業（交付確定額）

ア 2019年度対象期間における5つ星省エネ家電の販売台数及び同対象期間における当該家電の販売台数より、同対象期間における5つ星省エネ家電販売構成比率 (%)※1を算出する

※1 小数第2位を切り上げ

イ アで算出した2019年度対象期間における5つ星省エネ家電販売構成比率 (%) から販売数量基準値 (%) を差し引いた数値に対して、2019年度対象期間の家電の販売台数を乗じて得た当該年度の5つ星省エネ家電販売増加台数※3を算出する

※3 小数第1位を切り捨て

ウ イで算出した2019年度の5つ星省エネ家電販売増加台数のうち、買換えが確認された台数を算出する

リサイクル券の写しが必要

エ ウで算出した2019年度の5つ星省エネ家電買換確認台数にエアコン1台あたり4,000円、冷蔵庫1台あたり7,000円をそれぞれ乗じて得た額を算出する

オ エで算出した補助対象経費と交付決定額とを比較して少ない方の額を₁₄交付額とする

②中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業

①の事業を実施する場合であって、中小小売店が2019年度の対象期間に5つ星省エネ家電と組み合わせて販売したLED照明器具の販売台数に200円を乗じた額を交付額とする

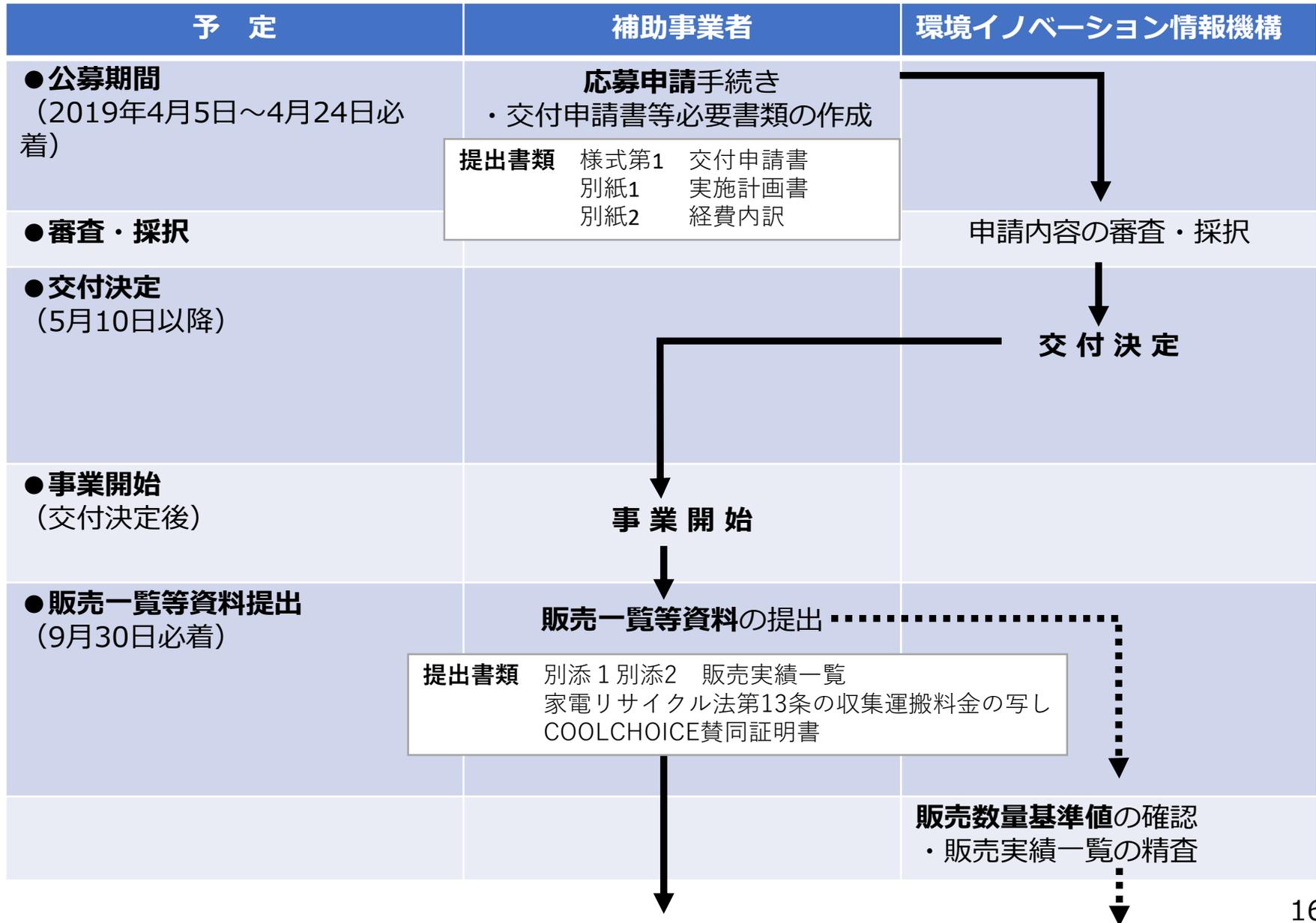


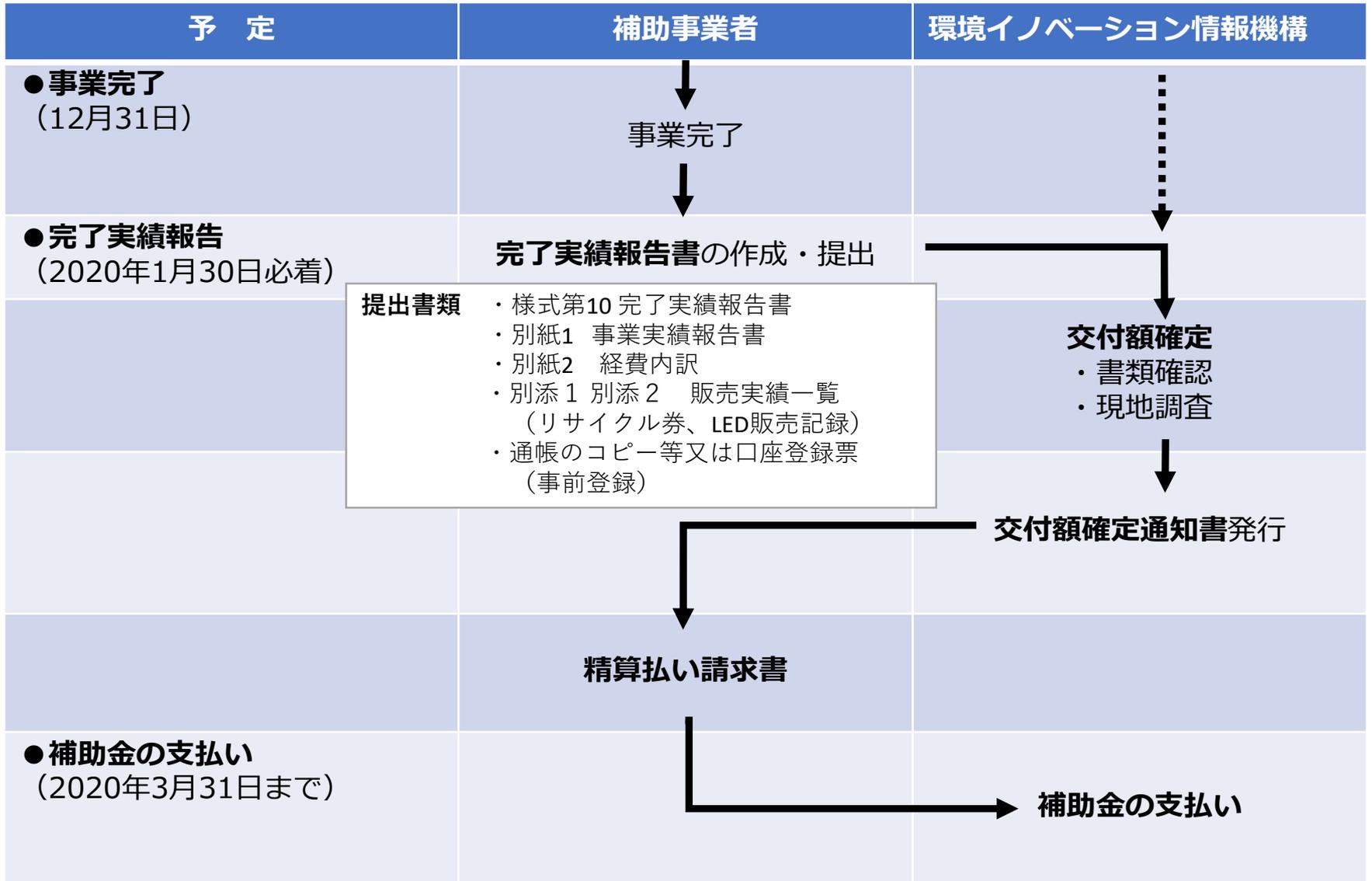
※ ①の事業において、5つ星省エネ家電販売構成比率が販売数量基準値を超過し、5つ星省エネ家電買換確認台数が算定された場合に限り対象とする。

補助対象 LEDシーリングライト及び工事を伴うLED照明器具
玄関灯や壁面灯など

補助対象外 LED電球だけを交換する場合
街路灯や防犯灯、ガーデンライトなど

2.事業スケジュール





3. 留意事項

3-1. 5つ星省エネ家電の確認方法

(1) 経済産業省資源エネルギー庁の提供する「省エネ性能カタログ」または「省エネ型製品情報サイト」に5つ星として掲載されている製品



【出典】「省エネ性能カタログ2018冬」

【出典】「省エネ型製品情報サイト」
<http://seihinjyoho.go.jp/>

(2) 省エネルギー基準達成率が、
エアコン121%以上・**冷蔵庫100%以上**の製品

3-2. 販売数量基準値の算出について

	新規に実施する事業者	継続して実施する事業者
販売一覧を提出する期間	2018年5月10日～12月31日	2018年度本事業の完了報告時において使用した販売数量基準値※1を用いる ※1 2018年度本事業の申請時に使用した[販売台数]を利用し算出された数値 修正の通知を受けた場合は修正後の数値
販売一覧提出期限	2019年9月30日	不要

※ 継続して実施する事業者

2018年度省エネ家電等マーケットモデル事業を実施し完了報告書を提出された事業者

※ 販売構成基準値の見直し

2019年9月30日までに提出していただいた販売一覧を精査して販売数量基準値を確定する

3-3. 家電リサイクル券について

完了実績報告書には、対象期間中に販売した5つ星省エネ家電のうち、家電リサイクル券の写し、又は家電リサイクル券センター公式サイトの取扱店システムにより事業者が抽出・印刷可能な引取券照会一覧を添付する必要がある

〈家電リサイクル券〉

②小売業者回付であること

**リサイクル券お問合わせ
管理票番号**

1234-5678-90123

2005年 1月 1日

(株)〇〇電機
〒999-9999 000011112222
△△市××-××
098-765-4321

**排出者名、電話
番号は黒塗り**

**押印されている
こと**

17.12.02

合計

1KK:Aグループ
3XX:Oグループ
5XX:指定法人
9XX:指定法人
財団法人 家電製品協会
家電リサイクル券センター
© 財団法人 家電製品協会 2001

※家電リサイクル券センターの引取券照会一覧を提出する場合は、エアコン・冷蔵庫に分け、該当箇所が特定できるようにしてください

3-4. ②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業に必要な書類

- (1) 完了実績報告書に、組み合わせて販売したことが証明可能な販売記録 (証明が可能な売上傳票または納品書等の写し) の添付が必要
- (2) 5つ星省エネ家電とLED照明器具と(シーリングライトでない場合は) 工事をしたことが一枚の紙に記載された売上傳票または納品書の写し

〈補助対象期間の「エアコン」の販売一覧 (完了実績報告)〉

別添1

補助対象期間の「エアコン」の販売一覧

合計 ※集計した結果を記入ください															
販売台数 (全体)		4		5つ星販売台数		3		5つ星かつリサイクル券のある台数		2		LED照明器具セット販売台数 (5つ星かつリサイクル券のある)		6	
エアコン製品情報						買換前製品情報			製品情報 (LED照明器具)						
No	メーカー	型番	5つ星対象商品	販売日	納品書又は売上傳票等の整理番号	インターネット通販情報	リサイクル券管理票番号 (※1)	セット販売 (台数)	備考 (メーカー型式等) 台数分のメーカー名及び型式をすべて記載 (※2)						
1	〇〇〇〇	AA-123456	○	2019/5/10	01234567		012-34567890-1		A社 (YY-3)、B社 (ZZ-3)、C社 (XX-6)						
2	〇〇〇〇	AA-123457		2019/6/1	01234568										
3	〇〇〇〇	AA-123458	○	2019/10/15	01234569		012-34567890-1		A社 (YY-3)、B社 (ZZ-3)、C社 (XX-7)						
4	〇〇〇〇	AA-123459	○	2019/12/10	01234570										
5															

必ず記入ください

3-7. 補助事業の経費に関する証拠書類の管理

完了実績報告書及び完了実績報告書に必要な書類（納品書または売り上げ伝票等を含む）を、補助事業実施年度から5年間保存し、いつでも閲覧できる必要がある

3-8. 事業の実施に当たって

事業実施に当たっては、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）にご賛同いただくとともに、COOL CHOICE公式サイトから無料でダウンロードが可能なポスターやチラシ等の啓発ツールを活用し、売り場等における「COOL CHOICE」ロゴマークの露出にご協力いただきます。

※ COOL CHOICE公式サイトでご賛同いただけますと啓発ツールがダウンロードできるようになります。

(<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>)

3-9 申請内容の審査

外部有識者からなる審査委員会で決定された審査基準により、補助事業費の範囲内で補助事業者の選定及び交付額を決定を行います。

交付決定額は、事業実施後に事業者にお支払いする補助金の上限の額です。また、審査により申請された額から減額になる場合があります。

4. 応募について

応募書類

1. 様式第1 交付申請書
2. 別紙1 省エネ家電等マーケットモデル事業実施計画書
3. 別紙2 省エネ家電マーケットモデル事業に要する経費内訳

(①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業及び②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業)

2019年4月24日までに
提出すること(必着)

<様式第1>

様式第1 (第5条関係)

年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業) 交付申請書

2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ家電等マーケットモデル事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 補助事業に要する経費
別紙2及び別紙3 省エネ家電マーケットモデル事業に要する経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ~ 年 月 日
- 5 その他参考資料

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

<別紙1>

別紙1

省エネ家電等マーケットモデル事業実施計画書

事業実施の団体名：法人名または
個人事業者の場合は氏名と屋号の
いずれも記載すること

事業実施の団体名					
事業者区分	<input type="checkbox"/> 中小小売店 <input type="checkbox"/> インターネット・ショッピング <input type="checkbox"/> その他				
資本金	円	従業員・職員数	名		
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
共同事業者	事業実施責任者				
	団体等の名称	氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
< 1. 事業の内容 >					
○ 2018年度（平成30年度）省エネ家電等マーケットモデル事業の実施 （し点チェック） 2018年度（平成30年度）省エネ家電等マーケットモデル事業を実施している（継続事業者） <input type="checkbox"/> 2018年度（平成30年度）省エネ家電等マーケットモデル事業を実施していない（新規事業者） <input type="checkbox"/> ※ 継続事業者とは、2018年度（平成30年度）省エネ家電等マーケットモデル事業を実施し完了実績報告書を提出した事業者					
○ 国民選択「COOL CHOICE」(賢い選択) 賛同 （賛同している場合はし点チェック） 賛同している <input type="checkbox"/> 賛同していない <input type="checkbox"/> ※事業実施には賛同登録をしている必要があります					
① 5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業 ア 事業の概要（5つ星省エネ家電への買換促進計画） ※ 買換促進計画を記載してください ※ 中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせた LED 照明器具買換促進事業を行う場合は合わせて記載してください イ 販売数量基準値、販売数量目標値及び補助金所要額 ※ 別紙2 省エネ家電マーケットモデル事業に要する経費内訳(①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業及び②5つ星省エネ家電と組み合わせた LED 照明器具買換促進事業)を添付してください					

事業実施の担当者：窓口となる者を記入すること

家電リサイクル法第13条の収集運搬料金の公表 履行体制がある <input type="checkbox"/> 履行体制がない <input type="checkbox"/> ※事業実施には履行体制がある必要があります ・家電リサイクル法第13条の収集運搬料金の公表 A ウェブサイトに掲載している場合 <input type="checkbox"/> （し点チェック） ※ウェブサイトに掲載している場合は、該当ページのコピーの添付及び URL を記載してください（様式任意） URL： B 店頭に掲示等している場合 <input type="checkbox"/> ※店頭に掲示等している内容をコピーし提出すること（様式任意）
② 中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業 ※ 別紙2 省エネ家電マーケットモデル事業に要する経費内訳(①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業及び②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業)を添付してください
< 2. 事業開始日 >
年 月 日

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

別紙2 省エネ家電マーケットモデル事業に要する経費内訳

(①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業及び②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業)

【実績による率を使用する場合】

【入力】 法人名または個人事業者の場合は氏名と屋号のいずれも正確にご記載ください

1. 事業区分を選択(B) 2. 販売数量目標値を記入(E) 3. LED照明の販売目標台数を記入(G)

事業者名(A)

環境イノベーション情報機構

事業区分(B)

中小小売店：1 その他の事業者：2
インターネット・ショッピングモール事業者：3

1

①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業 ・エアコン (補助金額 4000円 (1台あたり))

販売数量値を超える値での目標値を設定する

対象期間(5/10~12/31)の販売台数		販売数量 基準値	販売数量 目標値 (E)	販売数量基準値 を上回った台数	補助金所要額 (F)
5つ星 (C)	全体 (D)				
10	100	10.7%	50.0%	39	¥156,000

計算式①及び②

計算式③

計算式④

計算式⑤

対象期間の5つ星製品及び全体の販売台数をご記載ください

対象期間の5つ星製品及び全体の販売台数		販売数量 基準値	販売数量 目標値 (E)	販売数量基準値 を上回った台数	補助金所要額 (F)
5つ星 (C)	全体 (D)				
15	50	32.1%	50.0%	8	¥56,000

②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業 ※中小小売店に限る

オレンジ色の網掛け部分に入力すると白抜きセルに数値が自動入力されます。

販売目標台数 (G)	補助金所要額 (F)
100	¥20,000

合計 (Fの合計)	¥232,000
-----------	----------

計算式【応募時に記載する補助金所要額】（中小小売店の場合）

		計 算 式	小数点処理
①	販売構成比率 (%) 5/10～12/31	[5つ星販売台数] ÷ [全体の販売台数]	小数第2位切り上げ
②	販売数量基準値	[①の構成比率 (%)] × [1.07]	小数第2位切り上げ
③	販売数量目標値	事業者のノウハウや販売戦略から任意に設定 (<u>実現可能な目標として下さい</u>)	小数第1位まで
④	販売数量基準値を上回った台数	③販売数量目標値 - ②販売数量基準値 × (5/10～12/31全体販売台数)	小数点第1位を切り捨て
⑤	補助金所要額	④販売数量基準値を上回った台数 × エアコン4000円・冷蔵庫7000円	

【実績によりがたい率を使用する場合】

【入力手順】 ※網掛け部分のみ数字を入力すること

1. 事業者名を入力(A) 3. 対象期間の販売台数を記入(D) 5. LED照明の販売目標台数を記入 (G)
 2. 該当する事業区分を選択(B) 4. 販売数量目標値を記入 (E)

事業者名(A)

事業区分(B)	
中小小売店：1	その他の事業者：2
インターネット・ショッピングモール事業者：3	

①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業

・エアコン（補助金額 4000円（1台あたり））

対象期間(5/10~12/31)の販売台数		販売数量 基準値	販売数量 目標値 (E)	販売数量基準値 を上回った台数	補助金所要額 (F)
5つ星 (C)	全体 (D)				
-		19.3%			

・冷蔵庫（補

網掛け部分に数字を入力すると自動計算します

対象期間(5/10~12/31)の販売台数		販売数量 基準値	販売数量 目標値 (E)	販売数量基準値 を上回った台数	補助金所要額 (F)
5つ星 (C)	全体 (D)				
-		8.6%			

②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業 ※中小小売店に限る

販売目標台数 (G)	補助金所要額 (F)

9月30日以降に販売一覧を精査し、販売数量基準値を確定します。

別添1 2018年（平成30年）5月10日～12月31日の「エアコン」の販売一覧

エアコン							
No	メーカー	型番	5つ星対象商品 (*1)	販売日	納品書または売上 伝票等の整理番号 (*2)	インター ネット 通販情報	
1	〇〇〇	AA-123456	○	2018/5/10	A-123		
2	〇〇〇	AA-7894100	-	2018/6/1	B-456		
3	<div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> 交付決定後の平成31年9月30日までに提出 すること </div>						
4							
5							
.							
.							

※継続事業者は提出しなくてよい

別添2 2018年（平成30年）5月10日～12月31日の「冷蔵庫」の販売一覧

冷蔵庫						
No	メーカー	型番	5つ星対象商品 (*1)	販売日	納品書または売上 伝票等の整理番号 (*2)	インター ネット 通販情報
1	〇〇〇	BB-123456	○	2018/5/10	A-123	-
2	〇〇〇	BB-7894100	-	2018/6/1	B-456	自社
3	〇〇〇	BB-111213	-	2018/8/16	C-789	-
4	〇〇〇	141516	○	2018/12/31	D-012	D社（モール）
5						

家電リサイクル法第13条の収集運搬料金の写し COOL CHOICE賛同証明書

家電リサイクル法に伴い
下記4品目のリサイクル料金と収集運搬料金を必要とします。

リサイクル料金

テレビ [ブラウン管式] 16型以上 ¥2,200 (税込 ¥2,420)	冷蔵庫・冷凍庫 71cm以上 ¥3,200 (税込 ¥3,536)
15型以下 ¥1,200 (税込 ¥1,320)	洗濯機・衣類乾燥機 ¥2,200 (税込 ¥2,420)
液晶テレビ [薄型液晶式] 16V型以上 ¥2,700~ (税込 ¥2,970~)	エアコン ¥900 (税込 ¥990)
15V型以下 ¥1,700~ (税込 ¥1,870~)	

※一部メーカーは料金が異なります。詳しくは、係員までお問い合わせください。

収集運搬料

テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機 エアコン ¥1,000 (税込 ¥1,100)	※品名記載時ではない場合は引取のみ及び荷役を伴った場合は別途先住所と引取先住所が異なる場合は、回収料(運送料、引き取り料)が必要となります。 ※リサイクル対象品の運送が軽便な(ユニット等)場合は、別途追加料金が発生する場合があります。 ※品名記載時にリサイクル対象品が複数購入台数以上の引取がある場合は、1台につき毎に¥100(税込)が別途必要となります。 ※一部地域を除く ※リサイクル料金は廃棄購入時 及び引取前に店舗にてお支払いください。
---	--

詳しくは、お近くの係員までお尋ね下さい。 2017/09/01

(出典：ヤマダ電機)

交付決定後の平成
31年9月30日までに提出すること

※継続事業者は提出をしなくてよい

COOL CHOICE

COOL CHOICE賛同証明書

温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE (=賢い選択)」に賛同いただいておりますことをここに証明いたします。

企業・団体名
一般財団法人環境イノベーション情報機構

2016/09/27

COOL CHOICE事務局
発行日：2018/03/15

COOL CHOICE賛同登録・賛同証明書は下記URLを参照のこと
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>

- 〈応募申請の提出〉

2019年（平成31年）4月24日17時（**必着**）

※ 申請される際は、必ず応募要領、及び、交付規定
をご確認のうえ申請ください。

- 〈提出部数〉

書類（紙）：1部

当該書類の電子データを保存した電子媒体（DVD等）：1部

※電子媒体の提出が難しい場合は省略可です

※控えを必ず保存ください

- 〈提出先〉

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

〒101-0042

東京都千代田区神田東松下町38 鳥本鋼業ビル3階

事業部事業第3課 宛